

川崎市法律援助事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神奈川県弁護士会（以下「弁護士会」という。）が行う事業に対し補助金を交付することにより、市民の裁判を受ける権利の実現及び権利利益の保護を図り、もって、市民の福祉の向上に資することを目的とする。

(交付対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業（以下「補助金交付事業」という。）とする。

- (1) 刑事被疑者弁護援助事業
- (2) 少年保護付添援助事業
- (3) 子どもに対する法律援助事業
- (4) 外国人に対する法律援助事業
- (5) 精神障害者に対する法律援助事業
- (6) 心神喪失者等医療観察法法律援助事業
- (7) 高齢者・障害者・ホームレスに対する法律援助事業
- (8) 犯罪被害者法律援助事業
- (9) 難民認定に関する法律援助事業

(補助対象経費)

第3条 交付する補助金は、経済的理由等により弁護士を選任するための費用又は弁護士付添人を選任するための費用を負担できないものに対する援助費に充当するものとする。

(補助金額の算定)

第4条 交付する補助金の額は、当該年度の予算額を上限として、第2条の交付対象事業を実施するために必要な経費に、当該年度の4月1日における川崎市の神奈川県に対する人口比率を掛け合わせて算出した額とする。ただし、申請時において、4月1日における人口が不明の場合は、直近の人口を用いて人口比率を算出するものとする。

(交付の申請)

第5条 弁護士会は、補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した法律援助事業補助金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 名称及び住所並びに代表者の氏名
- (2) 当該申請に係る事業の目的及び内容
- (3) 当該申請に係る事業の経費の配分及び使用方法、補助金交付事業の完了の予定日その他当該事業の遂行に関する計画
- (4) 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 当該申請に係る事業の収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、補助金交付事業の目的及び内容により、第1項の申請書に記載すべき事項及び前項に規定する書類のうち必要がないと認めるものについては、その記載又は添付

を省略させることができる。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を調査し、速やかに補助金の交付の可否を決定するものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(決定の通知)

第8条 市長は、補助金の交付の可否の決定をしたときは、速やかにその決定の内容（前条の規定により条件を付した場合は、当該条件を含む。以下「決定内容」という。）を弁護士会に通知するものとする。

(補助金交付事業の遂行)

第9条 弁護士会は、決定内容に従い、善良な管理者の注意をもって補助金交付事業を行わなければならない。

(報告等)

第10条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、弁護士会に対し、補助金交付事業に関する報告を求めることができる。

(補助金交付事業の遂行の指示)

第11条 市長は、補助金交付事業が決定内容に従って遂行されていないと認めるときは、弁護士会に対し、決定内容に従って補助金交付事業を遂行すべきことを指示するものとする。

(実績報告)

第12条 弁護士会は、補助金交付事業が完了したとき（補助金交付事業を中止又は廃止をしたときを含む。）は、実績報告書（第2号様式）に補助金交付事業の成果を示す書類、補助金に係る収支計算書及びその他市長が必要と認める書類を添付して市長に報告しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、弁護士会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、決定内容の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 決定内容に違反したとき。
- (4) 補助金の対象となる事業を中止又は廃止したとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助金交付事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市民文化局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式

年 月 日

(宛先) 川崎市長

所在地

申請者 名 称

代表者氏名

年度法律援助事業補助金交付申請書

上記補助金の交付について、川崎市法律援助事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり申請します。

- 1 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 2 当該申請に係る事業の目的及び内容
- 3 当該申請に係る事業の経費の配分及び使用方法
- 4 補助金交付事業の完了の予定日
- 5 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎

第2号様式

年 月 日

(宛先) 川崎市長

所在地

申請者 名 称

代表者氏名

年度法律援助事業補助金に係る実績報告書

年 月 日付けで交付を受けた標記補助金に係る補助事業の実績を、川崎市法律援助事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、次のとおり書類を添えて報告します。

- 1 補助事業等の実施期間
- 2 補助金交付額 円
- 3 補助金執行額 円
- 4 返納金額 円
- 5 補助金充当先 (内訳及び金額)
- 6 添付書類
(例 収支計算書、事業報告書等)